

令和8年度（5/29改訂版）



来小ナビ

年	組	名前
---	---	----

知立市立来迎寺小学校

〒472-0002 知立市来迎寺町外山 5-1

電話 (0566) 81-1373 FAX (0566) 81-1378



ホームページのQRコード

学校ホームページ <http://www.city.chiryu.ed.jp/raikoujiel/>

来小ナビとは…

「来小ナビ」は、来迎寺小学校で生活をする児童とその保護者のための学校ガイドブックです。児童のみなさんが少しでも安心した学校生活が送れるように、学校での生活がまとめてあります。また、「保護者の皆様と学校職員は、子どもたちの豊かな成長を願うパートナー同士」と考えています。「来小ナビ」は、同じ願いをもつパートナーである保護者の皆様に来迎寺小学校のことをより具体的に知っていただき、安心してお子様を預けていただきたいという願いのもと職員とPTAが協働で作成しています。

※令和8年5月29日現在の内容となります。内容は変更する場合がありますのでご理解ください。

令和8年度 来迎寺小学校グランドデザイン

知立市の学校教育方針

- 1 学び続ける力を育む教育を進めます
- 2 豊かな人間性を育む教育を進めます
- 3 健康や体力を育む教育を進めます



教職員の資質向上

- 1 研修の充実による教員の授業力向上
- 2 OJTによる若手・中堅教員の育成
- 3 ワーク・ライフ・バランスの実現

学校の教育目標

なかよく がんばる やさしい子を育てる

学校（来迎寺スタンダード）

学び続ける力

「わくわく」学びづくり

豊かな人間性

「いきいき」心づくり

健康・体力

「すくすく」体づくり

「どきどき」絆づくり

- ・協働学習の推進によるコミュニケーション能力の向上や自己有用感・自己肯定感の育成
- ・当番・係活動の充実や行事の企画・運営への児童参画、キャリアプランニング能力の育成
- ・朝の会、帰りの会等における他者の「よいところ」を認め合える場のルーティン化
- ・発達障がい等や海外にルーツをもつ児童等への適切な支援を通じたインクルーシブ教育

○協働的な学びの充実

- ・集団としての成功体験
- ・学習への全員参加
- ・児童の多様性を生かす

○ICTの効果的活用

- 「考える 分かる 楽しい」授業づくり

○あいさつの奨励

- 人権感覚の醸成
- 思いやりと感謝の心の育成
- 体験・交流活動の充実
- 心に響く道徳教育の推進
- 教育相談（児童・保護者）等の充実

○継続的な体力づくり

- 交通安全意識や緊急時の自助意識の育成
- 基本的な生活習慣の確立支援
- 食育の推進
- 生涯にわたる健康管理

相互情報交換
連携

コミュニティ・スクール
来小はぐくみ会（学校運営協議会）

学校と保護者、地域住民等との相互理解や信頼関係を深め、児童の豊かな成長を支える

地域とともにある学校

相互情報交換
連携

家庭

- ・望ましい生活習慣、家庭教育の充実
- ・PTA活動やボランティア活動を通じた連携
- ・懇談会や教育相談を通じた連携

地域

- ・安全・成長の見守り
- ・学びの支援
- ・自治会等との連携



（来小キャラクター らいまる）

目 次

1 ようこそ来迎寺小学校へ	
・来迎寺小学校のあゆみ、めざす児童像・校訓・校章、校歌、児童数・学級数、校内マップ	1
2 入学・転入するみなさんへ	
・就学时健康診断で行うこと、入学説明会（転入説明会）用の資料	3
・入学までにできるようにしておいていただきたいこと	3
・服装・持ち物について	4
・教科書・文房具等の学用品について、入学式について	5
・学校指定のものが購入できる商店、学費（給食費・学年費・教材費・PTA会費など）の集金について	6
3 学校生活について	
・1日の生活について、1年間の学校生活について	7
・来小っ子のきまり	12
・水筒について、給食セットについて、欠席連絡について	14
・学校での電話対応の時間について、通知表について、タブレットの貸与について	15
・ラーケーションの日について、忌引きについて	16
・水泳指導について、冬季の体育の服装について	17
・出席停止について、フツ化物洗口について、食物アレルギーへの対応について	18
保健室の利用について、定期健康診断・身体測定・視力検査について	
4 登下校について	
・通学班等による登下校について	21
・PTA交通立ち番（旗当番）について	21
5 放課後の居場所について	
・来迎寺児童クラブについて、来迎寺放課後子ども教室について	23
6 PTA活動について	24
7 来小はぐくみ会について	25
8 安心安全な学校を目指して	
・門の施錠について、保護者用の名札について、通学路の点検について、来小っ子交通安全宣言	26
・熱中症の予防・対応について、学校連絡メール（きずなネット）について、自然災害	27
害の対応について、非常食の学校保管について、お子様の写真や氏名等の掲載について、学校行事等における写真やビデオ撮影について、連絡カードの提出について、	
カスタマーハラスメントについて	
9 その他	
・就学援助制度について、特別支援教育就学奨励費制度について	33
・日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について	33
・（愛知県小中学校PTA連絡協議会）小中学生総合保障制度について	33
10 困ったときには…	35
11 いじめ防止基本方針（概要）	36

1 ようこそ来迎寺小学校へ

来迎寺小学校のあゆみ

明治 6 年 (1873 年) 碧海郡第 2 番小学牛田学校として開校 (泉蔵寺)
明治 20 年 (1887 年) 碧海郡尋常小学校来迎寺学校と改称
昭和 22 年 (1947 年) 碧海郡知立町立来迎寺小学校と改称 153 年目
昭和 45 年 (1970 年) 知立市立来迎寺小学校となる



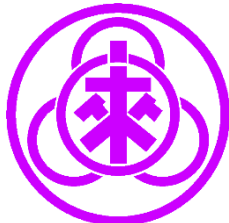
めざす児童像・校訓・校章

【めざす児童像】 自ら学び、自ら遊ぶ子

【校訓】 なかよく がんばる やさしい子 (昭和 51 年制定)

- ・友達を大切にし、進んであいさつする子
- ・じっくり考え、共に学び合う子
- ・気力・体力を鍛える子
- ・力を合わせ、汗を流して働く子
- ・明るく、思いやりのある子
- ・心や物を大切にする子

【校章】



学区民から応募された図案を参考にして、校章全体をカキツバタの花子図にかたどった。
中に「来」と「小」を配し、3つの花びらは、牛田町・八橋町・来迎寺町を表し、学区の融和を願って、外周を円で囲んだ。

校歌

知立市立来迎寺小学校校歌 (昭和 37 年制定)

作詞：大場正典 作曲：久保田治之

山なみ はるか みどりこく もえる生命の 尊さは
のび行くわれら そのままの 姿をみせる うるわしさ
からだをきたえ 知をみがく 明るい学園 来迎寺

流れてつきぬ 逢妻や かきつばた咲く 八橋の
歴史を今に うけついで 仲よくはげむ たくましさ
日ごとにいさみ 進み行く 楽しい学園 来迎寺

空すみわたり 気も清く 心ゆたかに たゆみなく
学びの道を ひたすらに つとめてやまぬ 心意気
これぞ次代を おこす子ら のび行く学園 来迎寺



児童数・学級数

※令和8年4月8日時点の児童数です。特支は内数です。

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	(特支)	全校
児童数	86	84	95	93	99	107	(26)	564
学級数	3	3	3	3	3	3	4	22

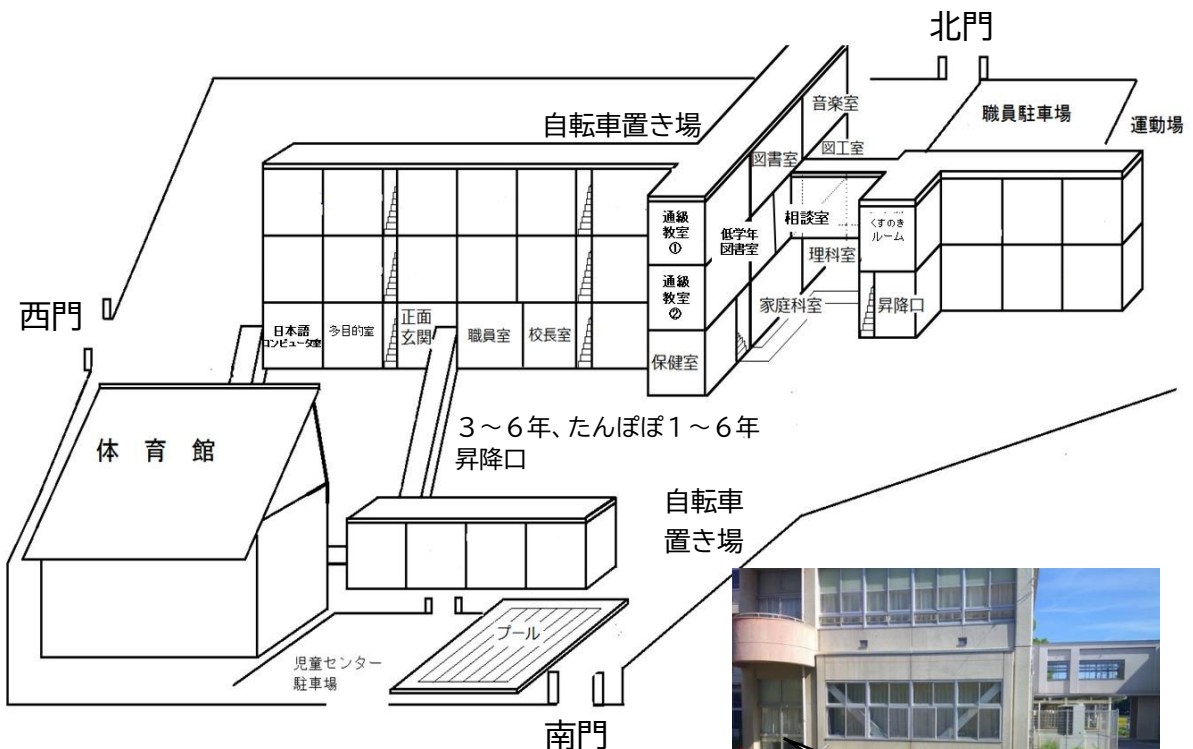
校内マップ

○保護者の方へ(来校される時は)

児童が学校にいる時間は、どの門も施錠されています。学校の北門にインターホンがありますので、そこでお名前と用件を話し、門を開けて校内へお入りください。

インターホン（北門）
(車で来校された方も、駐車場に止めた後、校内へはここからお入りください)

駐車場



保健室にお迎えに来る際は、直接保健室出入口に来ていただいてもよいです。

保健室出入口



2 入学・転入するみなさんへ

就学時健康診断で行うこと

(*印の書類は事前に郵送されます)

- (1) 「*児童指導参考票」を提出します。
- (2) 安全帽子のタイプとサイズを決めます。→入学式にお渡しします。
- (3) 学区地図に自宅の位置を記入します (PTA交通立番のためです)。
- (4) 健康診断を行います。
- (5) 「*健康診断票」「*就学時保健調査票」「*食物アレルギーについての調査表」を提出します。

入学説明会 (転入説明会) 用の資料 ※事前に園や学校で配付します

- 来小ナビ
- 知立市学校給食費等口座振替依頼書 (3枚つづり)
- 朝のPTA交通立ち番 (旗当番) についてのお願い
- 知立市からのおたより
 - ・就学援助制度についてのお知らせ
 - ・特別支援教育就学奨励費制度についてのお知らせ
 - ・来迎寺児童センター・来迎寺児童クラブのご案内
 - ・知立市放課後子ども教室：利用のしおり
 - ・学校でけがをしたときは… (災害共済給付制度のチラシ)
 - ・小中学生総合保障制度のご案内
 - ・愛知県内で自転車を利用する皆様へ
 - ・子とともに ゆう&ゆう 新入学児・園児の保護者の方へ
 - ・おかしいなと思ったら189番へ (児童相談所からのお知らせ)
 - ・1日のはじまりは朝ごはんから (食育推進チラシ)
 - ・令和8年4月にご入学されるお子様と保護者の方へ (知立靴・鞆組合からのお知らせ)

転入時には、タブレット貸与の同意書も渡しています。
(本来は、毎年4月に全家庭に配付しています。)



3月31日までには、保護者の方全員の「学校連絡メール (きずなネット)」への登録をお願いします。(4月1日以降、メールによる連絡をします)
※登録方法は、28ページに記載しております。

入学までにできるようにしておいていただきたいこと

- (1) 自分の名前が言える。読める (ひらがな)。
- (2) 名前を呼ばれたら「はい」と大きな声で返事ができる。
- (3) 自分で服を着たり脱いだりできる。
- (4) 自分一人で用便ができる。
- (5) 保護者の名前を正しく言える。
- (6) 雨具 (カッパ、傘、折りたたみ傘等) を自分で使う (しまう) ことができる。

服装・持ち物について

(1) かばん

両手が空く背負うタイプの学校用かばん（革製や布製等の素材に規定はありません）

- (2) 安全帽子 知立市と交通安全協会から、入学式の日にいただきます。帽子につける校章は学校で一括購入し、入学式の日にお渡しします。帽子のタイプによって前面中心または左横リボンの上（右図の☆）につけてください。



(3) 服 自由です。

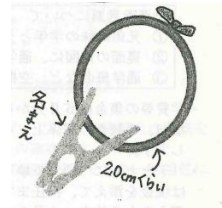
- ・名札は、1年生の12月までは毎日つけて登下校します。ただし、防犯上、登下校は名前が見えないようにします。1年生の1月以降と、2～6年生は、名札を学校で保管し、校内のみつけます。
- ・安全で運動がしやすく、着脱が簡単な服にしてください。
- ・着衣には必ず記名してください。（上着・下着・靴下にも）
- ・ハンカチ、ティッシュを身につけておけるように、ポケットのある服にしてください。
- ・長い髪は結ぶようにしてください。（特に、体育の授業は、安全のため長い髪は結ぶことになっています。）

(4) 上履き 白色（バレエシューズ）

(5) 体育館シューズ・体育館シューズ袋

(6) 体育の服装 白の運動シャツ・紺色のショートパンツ・赤白帽子

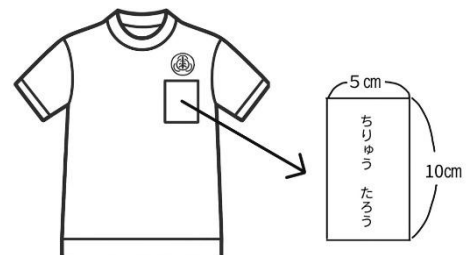
- ・靴下は、ひざ下の長さになるものを着用してください。
- ・体育の時間だけでなく、休み時間や外での活動の際、赤白帽子をかぶります。机の横にかけておけるように、右図のようにせんたくばさみにひもをつけ、記名したものをご用意ください。



*体育の服装は、市内の衣料品店（おうきつ、しみずや）で販売しています。（4）（5）につきましては、市内の靴販売店（西川屋、マツバヤ、ゲタハシ）で販売しています。入学説明会の際、会場にて業者が販売します。（転入等、事情がある場合は新規購入の必要はありません）

持ち物にはすべて名前を！

- ・お子さんが自分の物だと分かるよう、全部ひらがなでペンなどで消えないように書いてください。
- ・どんな小さな物にも（鉛筆やクレヨン1本1本にも）必ずお願いします。
- ・上履きや体操服は、右図のように記名してください。
- ・赤白帽子は左横に記名してください。



- ・上履きと体育館シューズは、かかと部分にも記名をしてください。
- ※記名シール等があるものは、そこにお書きください

教科書・文房具等の学用品について

- ・教科書は、入学式の後、各教室でお渡しします。
- ・文房具・名札などについては、指導上の都合から一括購入させていただきますので、以下の文房具等の購入は、入学までできるだけ控えてください。
- ・入学までに準備していただくものは、主に「服装・持ち物について」の(1)(4)(5)(6)と、筆箱(ペンケース)、下敷きになります。

【参考】R7年度 年度当初に学校で一括して購入した学用品等

※令和8年度については、多少の変更があるかもしれません。

文房具	道具箱、クレヨン、クーピー(色鉛筆)、はさみ、スティックのり、かきかたペン、名前ペン、鉛筆、赤鉛筆、消しゴム、連絡帳、連絡袋、ノート(国語、算数、自由帳)、
その他	油粘土、粘土ケース、工作板、ファイル(宿題入れ用)、探検バッグ、名札、アサガオ栽培セット

入学式について

(1) 期日・日程 令和8年4月8日(水)

8:30~ 9:00	受付(1年生教室前廊下) (受付が済んだら、児童は教室へ、保護者は体育館へ)
9:20~ 9:30	着任式
9:30~10:05	入学式・始業式
10:15~11:30	学級活動
11:30頃	1年生親子下校 (通学路を確認しながら歩いて下校してください)

保護者は、体育館にて…

10:15~ 保護者説明会

10:35~ お迎え当番決め(※)

11:00~ 教室へ移動

(※)「お迎え当番」とは、1年生だけ給食がなく早く帰る時期に、保護者にお迎えをお願いするものです

(2) 持ち物

- ★印のあるものは、受付に出してください。
 - ★①入学通知書(知立市から郵送された葉書)
 - ★②知立市学校給食費等口座振替依頼書(3枚つづりのうち 学校控のみ提出)
(入学式までに銀行で手続きを済ませておいてください)
 - ★③教材等購入費 10,000円
(入学後使用する文房具等学用品の購入・4月分の給食費等に使用します)
 - ★④上靴袋(週の終わりに持ち帰るときに使います)
 - ⑤上靴、体育館シューズ・袋(体育館シューズ・袋は教室の自分のロッカーへ)
 - ⑥保護者用スリッパ、保護者の靴を入れる袋
 - ⑦大きめのかばん(教科書や文房具等の学用品を持ち帰るため)
- 希望者のみ
- ★「ゆう&ゆう」の注文書と代金

学校指定のものが購入できる商店

(1) 体育の服装等の販売店 < 知立市学生衣料協同組合 >

販売店	電 話	場 所
何でも衣料 おうきつ	81-1585	弘法通り
しみずや	81-0154	新地通り（碧信知立支店前）

(2) 上履き、体育館シューズ・袋

販売店	電 話	場 所
西川屋	81-1503	アピタ知立店2階
マツバヤ	81-9000	昭和1丁目商店街
ゲタハシ	82-0323	駅前中央通り

学費（給食費・学年費・教材費・PTA会費など）の集金について

来迎寺小学校では、学費の集金を、金銭にかかわる事故防止と集金業務の効率化のため、保護者の皆様の預金口座から自動で引き落とす口座振替で行っています。

(1) 取り扱いができる金融機関

三菱UFJ銀行	三十三銀行	あいち銀行	名古屋銀行
岡崎信用金庫	碧海信用金庫	豊田信用金庫	西尾信用金庫
愛知県中央信用組合	あいち中央農業協同組合		

(2) 振替日

毎月 原則15日（7月と12月は原則10日、土日祝日の場合は翌営業日）

※4、8、9、3月は行いません。1年生は6月から振替を開始します。

(3) その他

- ・手続き方法は、①「知立市学費等口座振替依頼書」に必要事項を記入、②銀行届出印を押印のうえ、金融機関に提出、③2枚目（学校用控）を学校に提出する。
- ・残高不足で振替ができなかった場合は、現金集金となります。
- ・学費の振替日一覧表（予定）

月	振替日	曜	内容	参考 (6年度1年生)
5	15	金	1年	口座振替は行いません (入学式当日に現金集金(1万円)あり)
			2~6年	
6	15	月	5月分給食費、学年費、教材費、前期PTA会費	約6,000円
7	10	金	6月分・7月分給食費、学年費、教材費	約11,500円
8	集金はありません			
9	集金はありません			
10	15	木	9月分給食費、学年費、教材費、後期PTA会費	約8,500円
11	16	月	10月分給食費、学年費、教材費、書初め手本	約5,500円
12	10	木	11月分・12月分給食費、学年費、教材費、書初め用紙	約9,500円
1	15	金	1月分給食費、学年費、教材費、学力テスト 卒業アルバム(6年)	約6,500円
2	15	月	2月分・3月分給食費、学年費、教材費 卒業アルバム(6年)	約7,500円
3	集金はありません			

※ 内訳は予定です。学年によって変更になることがありますので、振替日の前月25日頃、学費の振替案内にて連絡させていただきます。

※ 修学旅行費(6年)と山の学習費(5年)は、委託業者に直接振り込んでもらいます。

3 学校生活について

1日の生活について

登校	8:00に昇降口が開きます。 (8:00から8:10ごろに学校に着くよう出発します) 教室に入り、8:20までに朝のしたくをします。
さわやかタイム 8:25~8:35	①健康観察をします。体調の悪い人は言います。 ②歌を歌ったりスピーチをしたりします。 ③先生からのお話や連絡を聞きます。
朝の学習・読書 8:35~8:50	火水木はプリント学習やスピーチの練習、月金は読書をして過ごします。ボランティアの方による読み聞かせも月1回程度行います。
1時間目 8:50~9:35	①小学校では、45分間の授業が1日に5回または6回あります。授業を大切にし、授業でわからないことがあったら、先生や友だちに何度でも聞き、わからないことを解決します。
2時間目 9:40~10:25	②2時間目の後の20分間と清掃の後の10分間の放課は、外遊びや教室での休憩、図書室で本を借りたり読書をしたりするなどして過ごします。
放課 10:25~10:45	③けがをしたり、体調が悪くなったりしたら、保健室を使うことができます。使いたいときには、保健室にいる先生や近くにいる先生に申し出ます。体調がすぐれない場合で、休めば回復しそうなときは1時間保健室で休みます。症状が重い場合や1時間休んでも回復しない場合は、保護者の方に連絡し、お迎えのお願いをします。
3時間目 10:50~11:35	
4時間目 11:40~12:25	
給食(歯みがき) 12:25~13:15	12:35ごろまでに給食当番はじめ、全員で準備します。 給食は、知立市給食センターでつくられたものを全員で食べます。食べ終わったら、全員で片付けを始めます。
清掃 13:15~13:30	13:15になったら、担当の場所に行って掃除を始めます。掃除は月・水・金の週3回行います。
放課 13:30~13:40	④心の状態が悪くなったときは、「くすのきルーム」を使うことができます。「心を休める」「心を落ち着かせる」ために、一時的に使う部屋です。使いたいときには、近くにいる先生に申し出ます。
5時間目 13:45~14:30	(※R7は担当がいなかったため、大人と一緒にいるときのみ使うことができました)
6時間目 14:35~15:20	⑤職員室に用事があるときには、出入口で「〇年〇組(自分の名前)です。(用事)で来ました。失礼します。」と声をかけ、先生の指示に従います。
せせらぎタイム 15:20~15:35	①今日の学校生活を振り返ります。 ②明日の学習予定や持ち物の確認をします。
6時間ある日の下校 15:35~15:50	下校時刻は、授業時間数や曜日によって異なります。毎月のお知らせでご確認ください。原則、下のようになります。
5時間ある日の下校 14:45~15:00	・6時間目まである日の下校時刻は15:35~15:50です。 ・5時間目まである日の下校時刻は14:45~15:00です。 ・木曜日の下校時刻は14:30~14:45です。 ※一斉下校は、各地域で下校時刻が異なります。

より詳しい年間行事予定表は、学校ホームページに掲載されています。

1年間の学校生活について（たんぽぽ組）

★印は保護者が参観できます

たんぽぽ組（特別支援学級）	
4月	着任式・入学式・始業式（全校）★
	身体測定・視力検査 避難訓練 学級写真
	給食スタート！ 個人懇談会（希望者のみ） 離任式
5月	授業参観★・引き渡し訓練 1年生を迎える会（全校）
	健診・検査（内科・歯科・眼科・耳鼻科・尿・心電図）（4～6月）
	運動会（全校）★
6月	お抹茶学習（毎月2回程度） 授業参観★
7月	体力テスト プール開き 学校公開日★
8月	夏休み 個人懇談会 チームズ出校日
9月	授業参観★ 身体測定・視力検査
11月	朝のかけ足（～12月） たんぽぽ組ふれあいの会
	学校公開日★
12月	収穫祭 個人懇談・はぐくみ展
冬休み	
1月	書初め会・書初め展★ 身体測定
2月	学習発表会・バザー★ 感謝の会（全校）
3月	6年生を送る会（全校） 卒業茶会
	卒業式（4～6年）★ 修了式（全校）
春休み	

各学年の行事などにも参加します

授業参観は1時間の公開、学校公開日は数時間公開します

知立小・竜北中の3校合同で行います

より詳しい年間行事予定表は、学校ホームページに掲載されています。

1年生の1年間

★印は保護者が参観できます

4月	<div data-bbox="379 273 820 349">入学式・始業式（全校）★</div> <div data-bbox="387 369 608 445">避難訓練</div> <div data-bbox="635 369 871 445">お迎え下校</div> <div data-bbox="383 470 673 546">交通安全教室</div> <div data-bbox="703 470 924 546">学級写真</div> <div data-bbox="383 571 715 647">身体測定・視力検査</div> <div data-bbox="730 571 995 647">給食スタート！</div> <div data-bbox="383 667 804 743">個人懇談会（希望者のみ）</div> <div data-bbox="373 772 836 848">授業参観★・引き渡し訓練</div>	<div data-bbox="1007 264 1382 837"> <p>入学式は保護者と一緒に下校します。 通常の下校は1・2年生で集まって、地区別グループで下校します。 全学年給食がない期間は、全校児童が通学班別で一斉に下校します。 <u>1年生だけ給食がない期間は、保護者の方に「お迎え下校（1年生だけで地区別にグループを作り保護者と下校する）」をお願いします。</u></p> </div>
5月	<div data-bbox="373 875 796 952">1年生を迎える会（全校）</div> <div data-bbox="815 875 1110 952">運動会（全校）★</div> <div data-bbox="1129 875 1351 952">授業参観★</div> <div data-bbox="373 969 1335 1046">健診・検査（内科・歯科・眼科・耳鼻科・尿・心電図）（4～6月）</div>	
6月 7月	<div data-bbox="363 1070 596 1146">体力テスト</div> <div data-bbox="628 1070 861 1146">プール開き</div> <div data-bbox="890 1070 1129 1146">学校公開日★</div>	
8月	<div data-bbox="507 1205 730 1258">個人懇談会</div> <div data-bbox="815 1205 922 1258">夏休み</div> <div data-bbox="1002 1205 1230 1258">チームズ出校日</div>	
9月	<div data-bbox="373 1301 592 1377">授業参観★</div> <div data-bbox="624 1301 963 1377">身体測定・視力検査</div>	<div data-bbox="963 1294 1398 1518"> <p>授業参観は1時間の公開、学校公開日は数時間公開します</p> </div>
10月	<div data-bbox="373 1402 493 1478">遠足</div>	
11月	<div data-bbox="373 1503 730 1579">朝のかけ足（～12月）</div> <div data-bbox="778 1503 1018 1579">学校公開日★</div>	
12月	<div data-bbox="373 1603 767 1680">個人懇談・はぐくみ展</div>	
冬休み		
1月	<div data-bbox="373 1771 764 1848">書初め会・書初め展★</div> <div data-bbox="783 1771 963 1848">身体測定</div>	
2月	<div data-bbox="373 1872 644 1948">学習発表会★</div> <div data-bbox="671 1872 1011 1948">感謝の会（全校）</div>	
3月	<div data-bbox="373 1973 756 2049">6年生を送る会（全校）</div> <div data-bbox="778 1973 1050 2049">修了式（全校）</div>	
春休み		

より詳しい年間行事予定表は、学校ホームページに掲載されています。

2・3・4・5年生の1年間

★印は保護者が参観できます

4月	入学式・始業式（全校）	離任式	避難訓練
	給食スタート！	学級写真	身体測定・視力検査
	個人懇談会（希望者のみ）	授業参観★・引き渡し訓練	
5月	1年生を迎える会（全校）	3年自転車乗り方教室	
	運動会★		
	健診・検査（内科・歯科・眼科・耳鼻科・尿・心電図）（4～6月）		
6月	体力テスト	プール開き	学校公開日★
7月	5年山の学習（1泊）	4年社会見学（6～7月）	
8月	個人懇談会	夏休み	チームズ出校日
9月	授業参観★	身体測定・視力検査	
10月	授業参観★	2年町たんけん（10月～11月）	3年社会見学
11月	2・3・4年生遠足	学校公開日★	朝のかけ足（～12月）
12月	個人懇談・はぐくみ展	4・5年社会見学（11～12月）	
	冬休み		
1月	書初め会・書初め展★	校内サッカー大会（1～2月）★	
2月	学習発表会★	感謝の会（全校）	身体測定
3月	6年生を送る会（全校）		
	卒業式（4・5年）	修了式（全校）	
	春休み		

より詳しい年間行事予定表は、学校ホームページに掲載されています。

6年生の1年間

★印は保護者が参観できます

4月	入学式・始業式（全校）	離任式	避難訓練
	給食スタート！	学級写真	身体測定・視力検査
	個人懇談会（希望者のみ）	授業参観★・引き渡し訓練	
5月	1年生を迎える会（全校）		
	運動会★		
	健診・検査（内科・歯科・眼科・耳鼻科・尿・心電図）（4～6月）		
6月	体力テスト	プール開き	学校公開日★
7月	修学旅行（1泊）		
8月	個人懇談会	夏休み	チームズ出校日
9月	授業参観★	身体測定・視力検査	
10月	授業参観★		
11月	学校公開日★	朝のかけ足（～12月）	
12月	個人懇談・はぐくみ展	校内陸上大会★	
	冬休み		
1月	書初め会・書初め展★	身体測定	
2月	学習発表会★	校内バスケットボール大会★	
3月	感謝の会（全校）		
	6年生を送る会（全校）★	卒業式★	
	春休み		

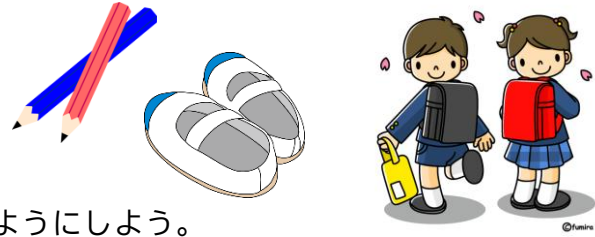
来小っ子のきまり

すべての子供たちが安全で楽しい毎日を送るために、守ってほしいきまりです。

校内の生活

1 身なり・持ち物

- (1) 動きやすい服やくつを選ぼう。
- (2) 上着の左胸に、名札をつけよう。
- (3) 学校で使わないものは、持ってこないようにしよう。



⇒ シャープペンシル、不必要なペンや消しゴム、おもちゃ・・・など

2 登下校

- (1) 黄色の安全帽子をかぶろう。
- (2) 学校の行き帰りは、必ず通学路を通ろう。
- (3) 学校に着いたら昇降口の前に並んで待とう。昇降口が開いたらすぐに教室に入ろう。
- (4) 帰りは、仲良く一緒に帰ろう。
- (5) 寒い日・暑い日は、決まりを守って防寒具・防暑具を使おう。

・ ネックウォーマーを使うときは、耳を隠さないようにしよう。

(フード、耳当ては、車の接近音が聞こえにくくなる危険性があるので禁止します)

・ 手袋を活用し、ポケットに手を入れないようにしよう。

・ マフラーは、ひらひらしないように、服の中などにしまおう。

・ カイロやネッククーラーでは遊ばない。

3 放課など校内での生活

- (1) 放送のチャイムが鳴ったら、注意して聞こう。
- (2) 廊下や階段は、走らず静かに右側を歩こう。
- (3) 教室移動は、静かにきちんとならんでいこう。
- (4) 遊ぶときは、運動場または中庭で遊ぼう。
- (5) 岩の上、体育館前の芝生の広場や倉庫のうらがわでは遊ばないようにしよう。

(休みの日も遊ばない)

- (6) 窓から身を乗り出さないようにしよう。
- (7) 特別教室、保健室、他の教室などに、用事のない子は入らないようにしよう。
- (8) 花だんや畑の中には入らないようにしよう。

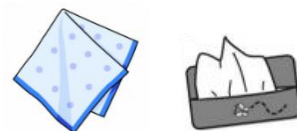
4 その他

- (1) 笑顔であいさつをしよう。

「おはようございます」「ありがとう」「こんにちは」「ごめんなさい」「さようなら」

- (2) 時間を守って行動しよう。

- (3) ハンカチ、ティッシュをいつも持ってこよう。



ご家庭で熱中症対策の必要性があると判断したときは、体温上昇を抑える「日傘」や「クールネック」的なものの使用を、登下校時に限定して許可しています。

- (4)持ち物や服には、必ず学年・組・名前を書こう。
- (5)ぬいだ服は、きちんと整とんしよう。
- (6)くつはくつ箱の中へ整とんして入れよう。
- (7)職員室や他の教室へ出入りするときは、しっかりあいさつをしよう。
- (8)水道は正しく使い、水を大切に使うよう。
- (9)トイレは正しく使い、スリッパをきちんとそろえよう。
- (10)長い放課は、できるだけ外で元気に遊ぼう。
- (11)使ったものは、必ず元のところへ返そう。
- (12)遊び道具は、正しく使おう。
- (13)机やいすの整とん、戸じまりをしてから帰ろう。



校外の生活

1 家に帰ってからの生活

- (1)行き先・帰る時間・だれと行くかを家の人に話してからでかけよう。
- (2)夜、用事があるときでかける時は、必ず家の人といっしょにでかけよう。
- (3)子どもだけで、学区外やゲームコーナーなどへ行かないようにしよう。
- (4)知らない人についていかないようにしよう。
- (5)田畑に入って遊ばないようにしよう。
- (6)愛のチャイムが鳴る時刻には、家にいるようにしよう。
- (7)学校に自転車で来た時は、決められた場所に自転車を置き、学校の中では自転車から降り、押して移動しよう。
- (8)学校に来るときは、食べ物やジュースなどを持ってこないようにしよう。
- (9)規則正しい生活をしよう。(早寝、早起きを心がけよう)

2 安全な生活

- (1)せまい道路や車のかげから飛び出さないようにしよう。
- (2)道の横断は、安全を確かめ、信号機や横断歩道のあるところを渡ろう。
- (3)自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶり、あごひもをしめよう。
- (4)自転車の二人乗りは、しないようにしよう。
- (5)公共の場所では、ルールを守って遊ぼう。(ボール遊び、Jボードなどの使用)
- (6)道路、駐車場、線路、川など、危ない場所では遊ばないようにしよう。
- (7)火遊びしないようにしよう。
- (8)スマホやタブレットの使い方気をつけよう。(SNSのトラブルに巻き込まれないようにしよう。)



きも せいかつ
 みんなが気持ちよく生活できるように、
 まも こうどう
 きまりを守って行動しよう。

水筒について

- ・活動的な子どもたちは、汗をかくことが多くなり、その分の水分補給が必要となります。天候とお子さんの様子を見て、必要と思われたら水筒にお茶や水を入れて持たせてください。
- ・肩掛けベルトや持ち手のない水筒は、登下校の際の安全のため、手さげ袋などに入れてください。本体と水筒ケースの両方に、記名をお願いします。



ご家庭で熱中症対策の必要性があると判断したときは、スポーツ飲料（水で薄めたものが望ましい）も許可しています。

給食セットについて

- ・給食セット（マスク・ナプキン・歯ブラシ・コップを給食袋に入れたもの）は、毎日持たせてください。使ったら毎日持ち帰りますので、翌日には洗って清潔なものを持たせてください。
- ・給食当番になった週の金曜日には、給食袋（エプロン・帽子）を持ち帰ります。お手数をおかけしますが、洗濯・アイロンがけをして、月曜日に持たせてください。

令和8年度から、自分のエプロン（マイエプロン）も可とします。

- ・色や柄、形に指定はありません。必ず記名をお願いします。
- ・エプロン（白衣）は、洗濯された清潔なものを持たせてください。
- ・三角巾（帽子）は、髪の毛が出ない大きさにしてください。バンダナや大きめのハンカチも可です。
- ・1週間使用するため、フックにかけられるひも付きの袋に入れて持たせてください。
- ・給食当番の期間以外は、家庭で保管してください。色や柄、形に指定はありません。必ず記名をお願いします。

欠席連絡について

- ・朝の欠席連絡は、原則、インターネット（スマホ等）による連絡としています。欠席する場合は、下記URLをご活用ください（年度初めにきずなネットでもお知らせします）。

URL : <https://forms.office.com/r/ruiGB6i8ca>

上記URLのQRコード



※利用時間帯は、当日の0:00~8:20です。

- ・インターネットの不具合で繋がらない場合や、欠席理由等を詳しく伝えたい場合については、当日の8:00から8:20までに学校へ電話（81-1373）をかけてください。
- ・早退や遅刻をする場合にも、必ず連絡してください。
- ・通学班にも連絡してください。
- ・在校中にお子さまの体調が悪くなった場合などは、緊急連絡先に連絡し、お迎えに来ていただきます。児童指導参考票に記入していただいた連絡先に連絡しますので、必ず連絡がつかず番号を記入してください。

学校での電話対応の時間について

- ・学校での電話対応は平日の8：00から16：50までとなります。
- ・時間外で急を要する場合は、知立市教育委員会学校教育課（0566-83-1111）にご連絡ください。

本校職員の勤務時間は次のとおりです。ご協力をお願いいたします。
8:20～13:30、13:45～16:05、16:35～16:50

通知表について

10月と3月に通知表（学びの記録・育ちの記録）をお渡しします。
（クリアファイルに入れて渡すので、その都度学校へ戻してもらいます）

1 学びの記録について

評価は、さまざまな資料を基にして達成できたかどうかを観点別に判断しています。

（◎：十分達成できました　○：達成できました　△：がんばりましょう）

※目標に準拠した評価（絶対評価）であるため、◎や○や△の人数や割合は決めてありません。

- ・「学年欄」は、1年を通した評価です。
- ・3、4年生の外国語活動の記録は、年度末に記載します。
- ・「特別の教科 道徳」と、「総合的な学習の時間の記録（3年生以上）」は、年度末に記載します。

2 育ちの記録について

評価は、学校生活全体を通して、達成できたかどうかを項目別に判断しています。

（特によくできているところやがんばったところに○をつけています。）

- ・「特別活動の記録」は、学級活動、クラブ活動、委員会活動などの取り組みをお知らせします。
- ・「クラブ活動」については4年生以上、委員会活動については5年生以上が対象です。
- ・「所見」については、子どもたちの成長の様子について、学習面と生活面等、総合的にお知らせします。もっと伸ばすとよいところやこれから努力してほしいことについてもお知らせします。前期の所見については、7月の個人懇談会で日ごろのお子さまの様子を口頭でお伝えします。
- ・出欠席の状況については、前期は4月から9月、後期は10月から3月までの出席状況について記載しています。

タブレットの貸与について

知立市の小中学校では、学習用タブレット（iPad）をさまざまな学習活動で利用します。保護者の方には、毎年度初めに使い方等についての同意書をご提出いただき、その上で貸し出します。

1 個人情報の保護について

- ・写真をとったり、音や映像を録音・録画したり、送信したりするときは、相手の許可をもらいます。自分や他の人の個人情報をインターネット上に公開しません。

2 安心、安全な使い方について

- ・不適切なサイトを見たり、不適切な投稿をしたりしないようにします。
- ・アカウントやパスワードは、他の人に知らせないようにし、自分で管理します。(先生や保護者が必要に応じて管理する場合をのぞく)
- ・学習用タブレットでは、学校から付与されたアカウントを使い、その他のアカウントは使いません。

3 持ち帰り利用について

- ・学校の指示があったときに、家庭に持ち帰って使います。
- ・学習用タブレットや学校から付与されたアカウントは、本人のみが使います。

4 学習用タブレット利用にかかる費用について

- ・家庭のネットワークに接続するときに発生するデータ通信料等の接続料は、家庭で負担してもらいます。
- ・家庭で充電する際に発生する電気料金は、家庭で負担してもらいます。
- ・壊れたときやなくなったときに発生する費用については、原則として市で補償をしますが、児童生徒の故意または重大な過失が認められるときは、保護者に負担を求める場合があります。

5 貸し出し中止について

- ・ルールを守って使うことができない場合、学習用タブレットの貸し出しを中止します。

ラーケーションの日について

ラーケーションの日は、子供が保護者とともに平日に、校外（家庭や地域）で、体験や探究の学び・活動を自ら考え、企画し、実行することができる日です。

1 取得できる日数 年度内に3日（開始日は年度によって異なります R7は4/28）

2 申請手続きの方法

申請書に必要な事項をもれなく記入のうえ、連絡帳にはさんで お子様を通じて担任に提出してください。申請書は職員室前廊下のロッカー上においてあります。学校 ホームページからダウンロードすることも可能です。

取得希望日の2週間以上前（土・日・祝日を含む）の申請であれば、給食をカットすることが可能です。ただし、いったん給食カットを受理した後の変更（カットの取り消し）はできません。ご家庭の事情によりラーケーション取得を取りやめた場合、当日の給食は用意されませんので、弁当の用意をお願いします。

忌引きについて

親族にご不幸があったときに、それにかかる欠席は「忌引き」となります。児童と亡くなった方との続柄によって「忌引き」として扱う欠席日数が異なります。また、遠隔地に行く必要がある場合は、往復の日数を加算することもできます。担任に申し出てください。

父母・・・7日以内	祖父母・・・3日以内	兄弟姉妹・・・3日以内
曾祖父母・・・1日以内	おじ・おば・・・1日以内	いとこ・・・1日以内

水泳指導について

1 水着について

男子…黒または紺色のショート丈タイプまたはロング丈タイプのもの

女子…黒または紺色のワンピースタイプまたはセパレートタイプのもの

スカートタイプ（フリル）も可ですが、腹・背が出ないものが望ましいです。

※必要に応じてラッシュガードの着用を可とします。色柄等の指定はありませんが、安全上の理由からフードのないものが望ましいです。左胸に名前の記名をお願いします。

2 水泳帽について

- ・水泳帽は水泳用の帽子であれば、特に指定はありません。色の指定もありません
- ・学校で購入を希望する場合は、赤色の水泳帽を購入します。

3 タオルについて

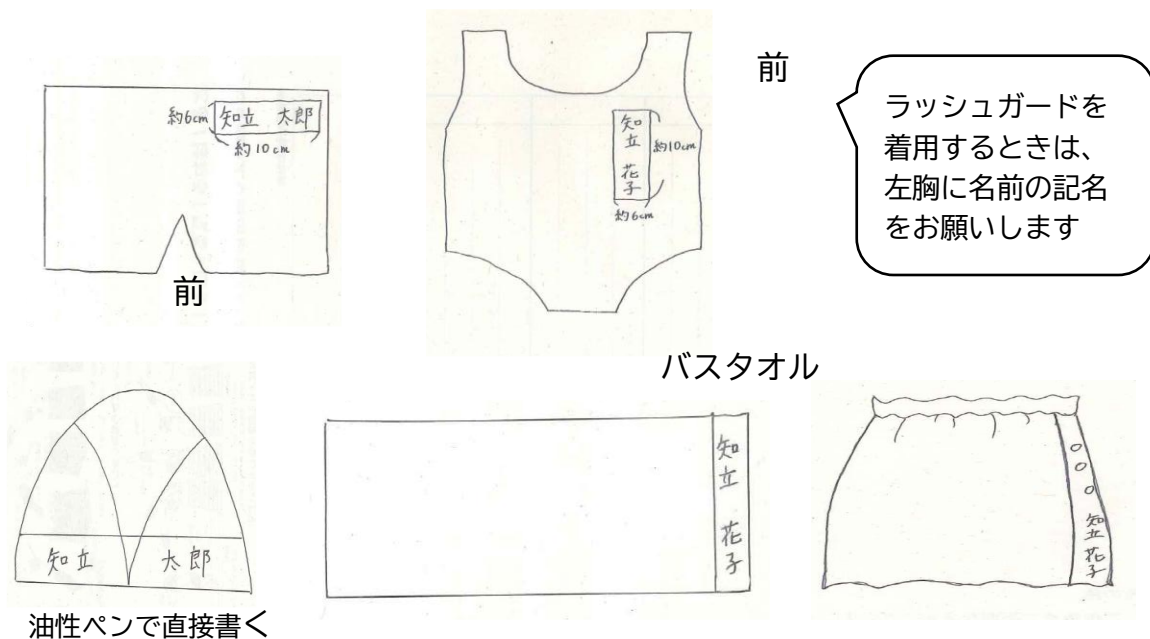
体や水着の水分が十分拭き取れ、プールと教室間の移動中、体を覆うことができるバスタオルなどの大きいものをおすすめします。

4 ゴーグルについて

使用する場合は、名前を書き、長さの調節や着脱が自分でできるようにしてください。

5 記名について

持ち物にはすべてよくわかるように名前を書いてください。下着や靴下にも記名をしてください。（水着、水泳帽子、バスタオルには、図のように名前を書いてください）



冬季の体育の服装について

冬季の体育の授業では、体操服や体操ズボンの上から防寒着(運動に適したもの)の着用が可能です。また、体操服の下に着るアンダーシャツや体操ズボンの下にタイツ等を着用することも可能です。種目によっては体操服・体操ズボンの運動でも汗をかくことがあります。運動時の適切な服装について家庭でも話をしていただけるとありがたいです。色や柄についての指定はありませんので、ご家庭にあるものを活用してください。

出席停止について

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合

- ① 受診をし、医師の診断を受けたら、速やかに担任までご連絡ください。
 - ② 療養期間等の医師の指示を守り、自宅療養をしてください。
 - ③ 再登校時に保護者が記入した登校許可報告書を持参してください。出席停止とします。
- *登校許可報告書は、来迎寺小学校ホームページ→「報告書・証明書」から、各ご家庭でプリントアウトし、ご用意ください。また、紙面の登校許可報告書も学校に用意がありますので、必要な場合は担任までお申し出ください。



インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の第1・2・3種感染症感染症〔流行性耳下腺炎（おたふく）・風疹・水痘（みずぼうそう）・咽頭結膜熱・流行性角結膜炎など〕にかかった場合

- ① 受診をし、医師の診断を受けたら、速やかに担任までご連絡ください。
 - ② 療養期間等の医師の指示を守り、自宅療養をしてください。
 - ③ 再登校時に主治医が記入した出校許可証明書を持参してください。出席停止とします。
- *出校許可証明書は知立市内の医療機関には用意がありますが、市外の医療機関には用意がない場合があります。医療機関から出校許可証明書を用意するように指示を受けた場合は、来迎寺小学校ホームページ→「報告書・証明書」から、各ご家庭でプリントアウトし、ご用意ください。また、紙面の出校許可証明書も学校に用意がありますので、必要な場合は担任までお申し出ください。

上記以外の学校感染症第3種その他の感染症（マイコプラズマ肺炎、手足口病、ヘルパンギーナ、溶連菌感染症など）にかかった場合

- ① 受診をし、医師の診断を受けたら、速やかに担任までご連絡ください。
 - ② 療養期間等の医師の指示を守り、自宅療養をしてください。
 - ③ 出校許可証明書の発行について、医療機関にご相談ください。主治医が記入した出校許可証明書がある場合は再登校時に持参してください。その場合は出席停止とします。主治医の出校許可証明書がない場合は病欠とします。
- *出校許可証明書は知立市内の医療機関には用意がありますが、市外の医療機関には用意がない場合があります。医療機関から出校許可証明書を発行するように指示を受けた場合は、来迎寺小学校ホームページ→「報告書・証明書」から、各ご家庭でプリントアウトし、ご用意ください。また、紙面の出校許可証明書も学校に用意がありますので、必要な場合は担任までお申し出ください。

学校感染症一覧

令和5年5月改正版

	考え方	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く。）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウィルスであるものに限る。） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウィルスであるものに限る。） 特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。）	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	空気感染または、飛沫感染する感染症で児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられるもの	その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができる。

関係法令) 学校保健安全法施行規則第18、19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令
(令和5年文部科学省令第22号令和5年5月8日施行)

参考文献) 「学校において予防すべき感染症の解説<平成30(2018)年発行>」

フッ化物洗口について

知立市内の各小学校では、お子様のむし歯予防のために、集団フッ化物洗口を実施しています。来迎寺小学校では年 30 回程度、水曜日の朝に実施します。使用する薬剤はオラブリスです。保健所、学校歯科医、学校薬剤師の指示を受けながら、安全に実施しています。費用は、知立市学校保健会が負担します。

入学時に希望調査をし、希望者のみ実施します。希望しない子は水でうがいをします。

食物アレルギーへの対応について

特定の食品でアレルギー症状を起こすお子さんについて、学校での食物アレルギーの管理を実施します。学校での食物アレルギーの管理とは、給食、調理実習、宿泊行事等において、誤食を防いだり、体調の変化に応じた対処をしたりするために、教員が個別の対応を行うことを指し、医師の診断に基づいて対応します。そのため、食物アレルギーのお子様は医療機関を受診し、学校において管理が必要だと医師が判断した場合は、「アレルギー用学校生活管理指導表」を毎年提出していただきます。

毎年4月に食物アレルギーについての調査を実施します。年度途中に変更がある場合は、随時担任までご連絡ください。

保健室の利用について

保健室では、学校で当日中に起きた傷病のみ対応します。

けがをした時

安静、冷却、水道水での洗浄、止血等の簡易の救急処置を実施します。受診する必要があると判断した場合は、児童指導参考票の緊急連絡先に連絡をし、受診先、受診のタイミング等について相談します。緊急を要するけがの場合は、学校の判断で救急搬送する場合があります。

体調不良の場合

問診とバイタルチェック（検温、脈拍、呼吸、血中酸素濃度、意識レベル）、学校・地域内の感染症の状況などを基に、休養や早退の判断をします。保健室のベッドの利用は原則1時間です。早退が必要と判断した場合は、児童指導参考票の緊急連絡先に連絡をします。

悩みや相談がある時

プライバシーに配慮しながら、相談にのります。必要に応じて、臨床心理士、学校医・学校歯科医に相談を繋げることもできます。

定期健康診断・身体測定・視力検査について

体の成長や疾病・異常がないかを調べたり、自分の体に関心を持ち、健康の大切さを考えたりするために実施します。検査の結果、疾病や異常がある場合のみ、受診のおすすめカードを配付しますので、できる限り早く医療機関を受診し、受診が終わりましたら、受診報告書を担任に提出してください。医師から学校生活において配慮が必要であると指示を受けた場合は、遠慮なく担任までご連絡ください。

4 登下校について

- ・朝は通学班で登校します。近くに住む児童（上級生を含む）で通学班を編成し、登校することを原則としています。通学班は、各地域に住む児童数を参考に、毎年班編成の見直しをしています。
- ・通学班は、8：00に学校に到着するよう、それぞれ決められた集合場所で、「集合・出発時刻」を決めています。各通学班で班長と副班長を決め、通学班で登下校をするときには、車道を横断するときの安全確認等をお願いしています。
- ・下校は、7ページ「1日の生活について」にあるとおり、学年や時期によって方法が異なります。一斉下校の日は、学校から遠い地域から順に地域ごとに下校します。
- ・来迎寺児童クラブや放課後こども教室へ行く児童は、学校から直接移動します。

PTA交通立ち番（旗当番）について

登下校の交通安全活動の一環として、保護者の方には、子どもたちの登校に合わせて、毎日交通立ち番（旗当番）をお願いしています。詳細は次の通りです。

1 活動日

通学班で登校する日（運動会等、休業日に行事がある日を含む）

2 時間

通学班が通過する時間帯（立ち番箇所によって異なります）

3 持ち物・服装等（立ち番用カバンの中にあります）

- ・横断安全旗（立ち番箇所によっては、その場にある場合があります）
- ・通学班通過確認用棒（通学班通過分）
- ・カバンの中にある、黄色のベスト（はぐくみ隊と記載）を一番上に着用し、雨の日は傘でなく、雨カッパを着用してください。

4 その他

- ・新1年保護者の交通立ち番の仕方については、「新入学児童交通安全教室」後に、保護者対象立ち番実技講習で交通指導員さんからご指導いただけます。
- ・立ち番箇所と日程表については、地区単位ごとに「PTA児童活動委員会 立番グループ」の方が事前に回覧等でお知らせします。（グループ（地区）毎に立ち番表を作成するため、PTAの立ち番表作成担当者にも児童・保護者名、住所の情報を共有させていただきます。）
- ・日程の都合が悪い方は、個人的に話し合っただけでも構いません。
- ・前日の当番の方から「カバン」が回ってきます。当番終了後、速やかに次の方へカバンを回してください
- ・転出や学区内転居する場合は、学校に連絡してください（担当：教頭）。



- ・保護者の負担が減るよう、はぐくみ隊（地域安全ボランティア）の方々も手伝ってくれています。
- ・病気や出産等で立ち番ができない場合はPTA担当に連絡・相談してください。

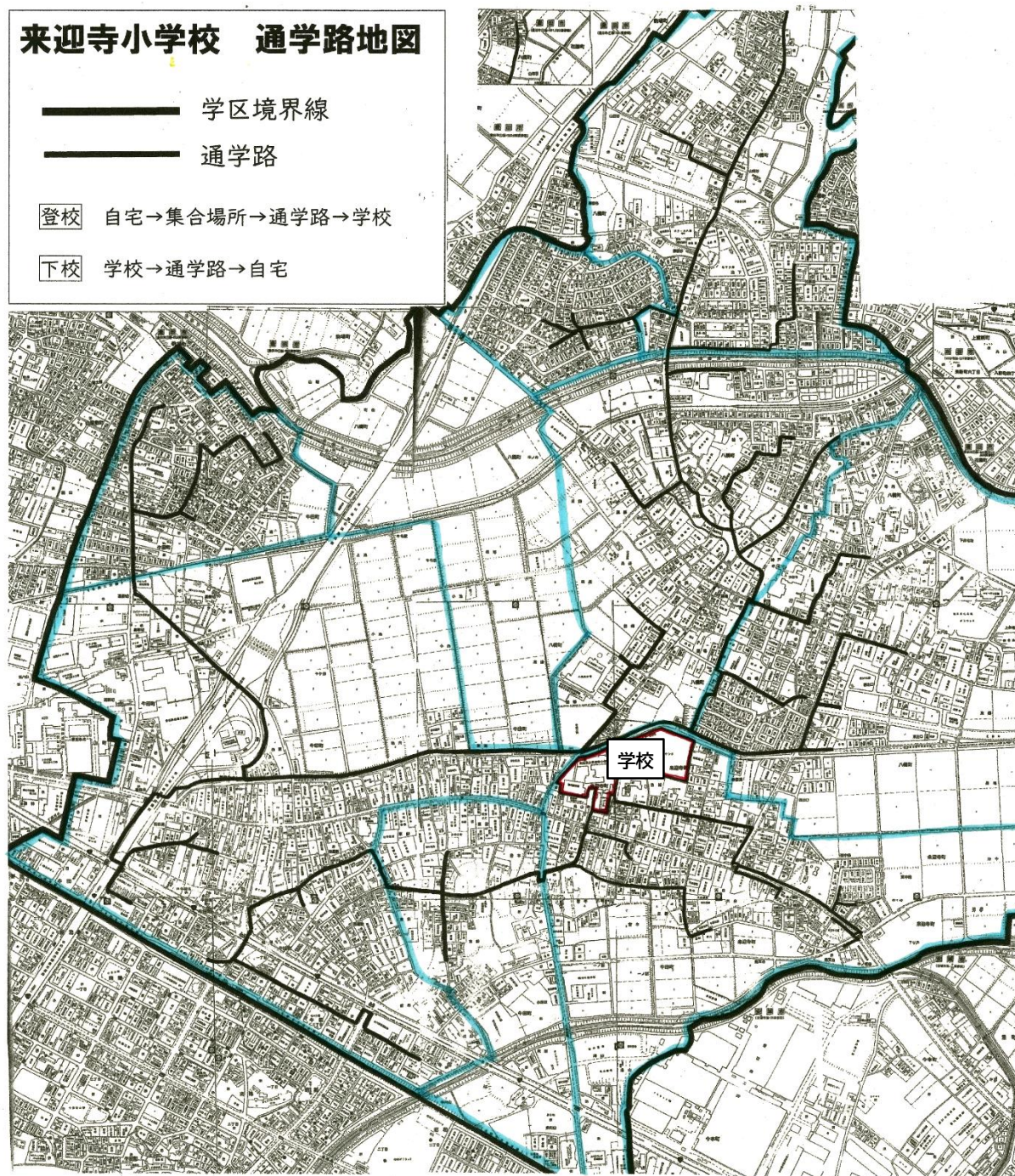
来迎寺小学校 通学路地図

—— 学区境界線

—— 通学路

登校 自宅→集合場所→通学路→学校

下校 学校→通学路→自宅



※上の地図に、自分の家と通学班の集合場所にしるしを、通学路に色をつけましょう

通学班	班	集合出発時刻	時	分
班長	(年 組)	副班長	(年 組)	
登下校のルール				
①2列で歩く。雨の日は1列で歩く。				
②班長は先頭で、副班長が一番後ろで歩く。班員みんなだまとまって歩く。				
③集合出発時刻になっても班員がそろわないときは、待たずに出発する。				
④登校途中で忘れ物に気づいても、自宅に戻らない。				

5 放課後の居場所について

来迎寺児童クラブについて

保護者の就労等により放課後留守家庭となる子供たちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とした事業です。

○利用方法：登録制です。学校登校日は学校から児童が直接来館します。保護者の迎えが必要です。学校休業日は、保護者の送迎が必要です。

○利用場所：来迎寺児童センター（来迎寺町外山5番地）※学校体育館の南側にあります。

○開所時間：学校登校日…学校終了～午後7時

学校休業日（日曜・祝日・年末年始を除く）…午前7時30分～午後7時

※保護者の就労等により留守家庭となる時間のみ利用できます。

○対象児童：小学校1年生～6年生

○費用：通年5,000円/月、長期10,000円/前期、5,000円/後期

○その他

・事前申し込みが必要です。申込用紙は市役所子ども課または来迎寺児童クラブで受け取るか、知立市ホームページからダウンロードしてください。

○お問い合わせ先 市役所子ども家庭課：95-0120、来迎寺児童センター：82-5614

来迎寺放課後子ども教室について

放課後の子供たちの安全で安心な居場所づくりを、地域の方々の協力を得て、知立市が地域の施設を活用して運営する事業です。

○利用方法：登録制です。学校から児童が直接来館します。保護者の迎えが必要です。

○利用場所：来迎寺児童センター2階（来迎寺町外山5番地）※学校体育館の南側にあります。

○開所時間：学校終了～午後5時15分 ※学校休業日は実施しません。

○対象児童：小学校1年生～4年生

○費用：無料

○その他

・来迎寺児童クラブを利用している児童は参加できません。

・事前申し込みが必要です。申込用紙は前年度に配付された用紙をお使いください。

○お問い合わせ先 市役所子ども家庭課：95-0120

来迎寺放課後子ども教室：83-6365

（1年生のみ）来迎寺児童クラブ・放課後子ども教室へ行くことになっている児童が参加する日は、参加表示カードを提示します（1年生の途中までは連絡帳表紙裏にカレンダーを貼り、カレンダーでも確認します）。参加表示カードと本人の申し出（1年生の途中まではカレンダーの記載内容も）が異なる場合は、安全のため、原則参加させます。



自然災害や事件・事故等による非常時の対応は、学校連絡メール（きずなネット）でお知らせします。お迎えに来る可能性のある保護者全員の登録をお願いします。登録方法は、28ページに記載してあります。

6 P T A活動について

P T A活動は、保護者と教職員が、児童のために協力し合って活動することを大切にしています。

会費は、6月と10月に各900円（2人以上家庭は各1,800円）を集めさせていただきます。収支の内訳については、P T A総会で報告させていただきます。来小ナビの印刷・製本費は、P T A会費から支払わせていただきます。また、毎月第4水曜日に学区で行われる合同資源回収の奨励報奨金（小学校分配金）は、P T A特別会計の収入となり、教育活動充実のために使わせていただきます。

校内における主なP T A活動は、以下の通りです。役員は、校外の会議等にも参加していただきます。

※役員（会長1・副会長2・書記1・会計1）、広報（6名）、立番（10名）、全員（全保護者にも案内）

月	活動内容	役員	広報	立番	全員
4	入学式	会長			
	P T A総会	○	○	○	○
5	青パト講習会	○			
	「来迎寺だより」制作のための講習		○		
	はぐくみ会（学校運営協議会）年5回	会長			
	運動会				○
6	「来迎寺だより」制作		○		
	青パト防犯パトロール	○			
7	「来迎寺だより」制作		○		
	学校保健委員会				○
8	学区夏祭り（おやじの会への協力）	ボランティアを募集します			
9	「来迎寺だより」仕分け		○		
	「来小ナビ」制作補助	○			
10	学区こども縁日（おやじの会への協力）	ボランティアを募集します			
11	青パト防犯パトロール	○			
	「来小ナビ」制作補助	○			
1	学校保健委員会				○
	竜北中学校入学説明会				6年
	5年サッカー大会				5年
2	6年バスケットボール大会				6年
	「来迎寺だより」仕分け		○		
	P T A新旧引継ぎ会	○	○	○	
	感謝の会	○	○	○	
3	来小逃走中（おやじの会への協力）	ボランティアを募集します			
	卒業式	会長			6年

※児活委員会と会員委員会は、令和7年度をもって廃止しました。

※上記の他、会長が役員を招集して役員会を行うことがあります。

7 来小はぐくみ会について

「来小はぐくみ会」とは、「来迎寺小学校 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」の愛称です。本校児童の保護者及び本校学区の地域住民等の学校運営への参画等を進め、学校と地域住民等との信頼関係を深めるとともに、児童の豊かな成長を支えることを目的としています。

主な活動は、以下の通りです（令和7年度実績です）。

※（P：PTA お：おやじの会 交：交通安全推進協議会）

月	学校行事等	ボランティア等	各団体等
4	入学式・始業式 離任式 授業参観・引き渡し訓練 個人懇談会（希望制） 1年交通安全教室	学校運営協議会① 1年給食・掃除・下校補助	理事会（交） PTA総会（P） おやじの会総会（お）
5	授業参観 1年こうえんたんけん 2年まちたんけん 3年自転車乗り方教室	1年給食・掃除・下校補助 3年自転車乗り方教室補助	はぐくみ隊連絡会議・総会 民生・児童委員会
6	学校公開日（午前中） 5年山の学習	学校運営協議会② プール監視補助	八橋旧跡保存会との合同作業 紙ヒコーキ大会（お）
7	4年社会見学 学校保健委員会 個人懇談会	プール監視補助	学校保健委員会（P）
8		夏祭りの手伝い	夏祭り（お・P）
9	授業参観 1年ヘルメット教室	学校運営協議会③ 6年家庭科（ミシン補助）	
10	運動会 1年遠足 3年社会見学	草刈り（運動会前） 3年社会見学引率補助 1年遠足引率補助	八橋旧跡保存会との合同作業
11	6年修学旅行 学校公開日（午前中） 2年遠足・まちたんけん 3年遠足 4年遠足・社会見学	秋のこども縁日の手伝い 4年図工（のこぎり補助） 5年家庭科（ミシン補助） 2年遠足など引率補助	高齢者交通安全教室（交） 秋のこども縁日（お・P）
12	たんぽぽ組ふれあいの会 個人懇談会・はぐくみ展 6年陸上記録会 5年デンソーサイエンススクール	たんぽぽ組ふれあいの会引率 学校運営協議会④	はぐくみ隊連絡会議
1	書き初め展 5年サッカー指導会		
2	学習発表会 5年煎茶体験 6年バスケットボール指導会 感謝の会	学校運営協議会⑤	学校保健委員会（P）
3	6年生を送る会、卒業式	来小逃走中の手伝い	来小逃走中（お・P）
通年	朝のかけ足（秋～冬季のみ）	読み聞かせ・図書整備 クラブ指導 たんぽぽ組末茶学習（月2回）	

8 安心安全な学校を目指して

(1) 門の施錠について

児童が安全に学校生活を送ることができるよう、児童が登校してから下校するまでの間は、すべての門を施錠しています。学校公開日や学校行事を開催しているときは、北門（または北門と南門）を開けています。

施錠している間に来校される場合は、北門にお越してください。北門以外の門からお入りいただくことはできません。北門に設置されているインターホン（2ページ参照）を鳴らすと職員室とつながります。お名前とご用件をお話してください。門のロックを解除します。児童が遅刻で登校するときも、施錠している時間は北門を使います。

お帰りいただくときは、北門のロックをご自身で解除していただくことになります。校地内（門の手前横）に門のロックを解除する緑色のボタンがあります。そのボタンを押すと「ピン」と音が鳴り、ロックが解除されます。門は手動です。

(2) 保護者用の名札について

保護者が来校される際は、保護者だとわかるよう名札を付けてもらいます。名札は、お子様の入学時に学校から配付します。

(3) 通学路の点検について

すべての通学路について、定期的に実際に歩いて点検を行っています。危険個所については、通学班会などで児童に注意喚起をしています。

※「通学路」とは、通学班の集合場所から学校までの経路を指します。

(4) 来小っ子交通安全宣言

らいしょう ここうつうあんぜんせんげん

来小っ子交通安全宣言

- わたし こうつう まも
1. 私たちは交通ルールを守ります。
- おうだんほどろ わた とし くるま こ かくにん わた
1. 横断歩道を渡る時は、車が来ないか、確認して渡ります。
- じてんしゃ の とし あんぜん うんてん
1. 自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶり、安全に運転します。
- とうこう とし つうがくはん れつ なら ある
1. 登校する時は、通学班で2列に並んで歩きます。



らいこうじしょうがっこうつうふうしょうねんだん
来迎寺小学校交通安全少年団

令和7年度交通少年団
が、交通事故0（ゼロ）を願い、交通安全
宣言を行いました。

(5) 熱中症の予防・対応について

「熱中症は、命にかかわること」という認識を職員で共通理解しています。本校では以下のように体温上昇を避けるよう対策しています。

- ・施設内のエアコンを適切に活用する。
- ・放課は屋内で静かに休憩したり、屋外の日陰で激しい運動を避けて過ごしたりする。
- ・清掃活動や体育の授業、放課等、体温上昇の危険性がある活動を必要に応じて臨機応変に取りやめる。
- ・お茶や水を入れた水筒を授業中も机の横に置き、こまめに水分補給できるようにする。
- ・「スポーツドリンク」と「ネッククーラー」を利用できるようにする。

※「スポーツドリンク」について

水筒に入れたお茶や水が原則ですが、ご家庭で必要であると判断された場合、お茶や水に加えてペットボトル等に入れた「(水で薄めた) スポーツ飲料」も放課の時間に限定ですが、可とします。

また、熱中症対策の飲料として、「経口補水液」は主な成分(水と塩分と糖分)のバランスが良いとされています。一般的にスポーツ飲料はそれと比べ、塩分が少なく、糖分は多いようです。約8時間の在校時間中、スポーツドリンクのみを原液のまま、継続的に飲み続けることは、体調管理上、お勧めしません。例えば、「クックパッド」など、ネットで検索すると、家庭での「経口補水液」の簡単な作り方が紹介されています。市販の「スポーツドリンク」よりも、熱中症対策としては有効な飲用水となる可能性も高く、ご家庭でお子様と一緒にご作っていただければ、「健康教育」「食育」としても効果的です。ペットボトルで凍らせてくると、飲用だけでなく、体を冷やしたりすることにも利用できます。また、アルミ等の金属製の水筒に入れると化学変化が起こりやすいと言われますので、お勧めできません。

熱中症対策の基本は、激しい運動を避け、体温上昇を避ける生活を実践することです。上記の内容がすべてのお子様の状況に合致しないこともあります。特別な事情がありましたら、担任に相談していただくか、本件問い合わせ先の教頭まで直接連絡してください。

※体温上昇を抑える「日傘」や「クールネック」の使用について

原則、登下校時に限定して可とします。日傘は紫外線対策としても有効です。どのような日傘やクールネックでも結構ですが、使い方を誤ると危険を伴います。正しく使用できるよう、ご家庭で必ずご確認ください。

下の1から7のような症状が出たら、熱中症にかかっている危険性があります。屋外での活動や体育の授業を行うときには、常に「熱中症」に注意しています。

熱中症が疑われる場合は、迷わず救急車を呼びます。また、本人から体調が悪いと訴えがあった場合は、保護者への引き渡しを原則とします。救急要請や引き渡しについてのご理解ご協力をお願いします。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| 1 めまいや顔のほてり | 2 筋肉痛や筋肉のけいれん |
| 3 体のだるさや吐き気 | 4 汗のかき方がいつもと違う |
| 5 体温が高い、皮ふの異常 | 6 呼びかけに反応しない、まっすぐ歩けない |
| 7 水分補給ができない | |

児童の活動場所には熱中症計を設置しています。数値が「危険」となったときには、運動を中止します。

ねっちゅうしょう よぼう
熱中症を予防しましょう！

1 こまめに水分を補給しましょう
☆たくさん汗をかいた時は、塩分も補給しましょう。

2 出かける時は、帽子をかぶろう！日傘もいいよ！

3 ときどき日かげで休もう！

4 規則正しい生活をしよう！

※気温はめやすです

気温	35℃以上	31～35℃	28～31℃	24～28℃	24℃未満
WBGT	31℃以上	28～31℃	25～28℃	21～25℃	21℃未満
予防運動指針	危険 運動は原則中止	嚴重警戒 激しい運動中止	警戒 積極的に休憩	注意 積極的に水分補給	ほぼ安全

(6) 学校連絡メール（きずなネット）について

学校からの緊急連絡等は、登録制の一斉メールで連絡をしています。学校からの緊急連絡や知立市からの不審者情報等の連絡を受け取ることができます。災害発生時の緊急連絡やお子様の引き渡し等の連絡に使用することも想定しています。より早く、より確実に連絡できる手段として、保護者（引き渡し予定者）全員の登録をお願いします（アプリ・メールアドレス2つの登録方法があります）。

アプリの登録方法 ←戻る

Step.1 アプリをインストール

① 左のQRコードを読み込む
② 「きずなネット」をインストールして、アプリを開く
③ 「アプリの利用規約」「プライバシーポリシー」に同意する
④ プロフィール登録設定をする
⑤ 初期設定を完了する
連絡網の登録は下の Step.2 へ ▼

Step.2 連絡網に登録

① きずなネットアプリのホーム画面「きずなネット連絡網の登録はこちら」を押す
② 右の【登録用QRコード】を読み込む
③ 表示された項目に沿って登録する
・お名前の入力欄はフルネームで登録
・グループ選択が表示された場合は受信希望のグループを選択
④ 登録状況を確認する
⑤ 「連絡網」でタブの表示を確認できたら完了

【登録用QRコード】

○登録状況の確認 / 設定解除方法
アプリ画面右下の「設定」で登録状況の確認および設定の解除ができます。

○機種変更する場合
機種変更時はユーザ登録(TCID登録)が必要となります。事前にアプリ画面右下の設定から登録を行ってください。

メールアドレスの登録方法

① 下記アドレス宛に空メールを送信

m.cr.raikouji-e@kizuna.chuden.co.jp

② 返信メールが届いたら、返信メール内の URL をクリック、画面項目に沿って登録

※返信メールが届かない場合 @kizuna.chuden.co.jp からのメールが受信できるよう受信許可設定を確認してください。

○追加登録 / 変更 / 解除方法

上記①から追加登録 / 変更 / 解除が実施できます。

学校連絡メールは、中部電力株式会社のサービスを利用しています。登録、使用は無料ですが、メールの受信には通常の通信料がかかります。また、学校連絡メールは配信専用です。返信しても学校には届きませんので、ご用件がある場合は電話等をお願いします。

(7) 自然災害の対応について

※知立市は、愛知県西部、西三河南部に含まれます。

本校では、以下のように自然災害時の対応をマニュアル化しています。

異常気象時の対応

防災気象情報の種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応
気象庁(気象台)が発表する防災気象情報	特別警報	暴風 大雪 暴風雪 波浪 自宅待機 (学校は休校) 直ちに命を守る最善行動 ・「特別警報」解除後も、学校からのメール等による連絡があるまで登校しないでください。	校内待機^{※3} 直ちに命を守る最善行動 ・「特別警報」解除後は、学校からのメール等による連絡の後、教員が付き添い下校もしくは保護者への引き渡しを行います。
	警報	暴風 暴風雪 自宅待機 ・午前6時を過ぎても解除されない場合 → 学校は休校 ・午前6時までに解除された場合 → 平常登校^{※1・2}	校内待機^{※3} または下校 ・安全と判断されるまで下校を見合わせます。 ・安全に下校させるための配慮を行い、状況を見て一斉下校や保護者への引き渡しを行います。
	注意報	大雪 波浪 平常登校^{※1・2}	平常授業^{※1}
	注意報	大雪 強風 その他 平常登校	平常授業
	警戒レベル5 特別警報 県 ^{※4} ：氾濫発生 市 ^{※4} ：レベル5までに避難完了を目指す	自宅待機 (学校は休校) 直ちに命を守る最善行動 ・「特別警報」解除後も、学校からのメール等による連絡があるまで登校しないでください。	校内待機^{※3} 直ちに命を守る最善行動 ・「特別警報」解除後は、学校からのメール等による連絡の後、教員が付き添い下校もしくは保護者への引き渡しを行います。
	警戒レベル4 危険警報 県 ^{※4} ：氾濫危険水位 市 ^{※4} ：避難指示	大雨 河川氾濫 土砂災害 高潮 自宅待機 (学校は休校) 早めの避難を考慮する ・「危険警報」解除後も、学校からのメール等による連絡があるまで登校しないでください。	校内待機^{※3} または避難場所への移動、保護者への引き渡し等 ・気象や通学路の状況等を踏まえて判断し、学校からメール等で連絡します。 ・「危険警報」解除後は、気象や通学路の状況等により、一斉下校もしくは教員が付き添い下校をします。
警戒レベル3 警報 県 ^{※4} ：避難判断水位 市 ^{※4} ：高齢者等避難	平常登校^{※1・2}	平常授業^{※1}	
警戒レベル2 注意報 県 ^{※4} ：氾濫注意情報 市 ^{※4} ：市職員非常配備開始	平常登校	平常授業	

※1 平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・通学路の状況等を踏まえて、休校や授業の中止を決定する場合があります。

※2 学校が所在する地区や児童生徒の居住する地区の災害の状況及び気象・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合、該当児童生徒を自宅待機とすることがあります。

※3 校内待機の場合においても、保護者の要望等を踏まえて、児童生徒を保護者に引き渡す場合があります。

※4 気象庁(気象台)の発表する警戒レベルに合わせた県・市の発表や動きが示されています。

地震発生時や南海トラフ地震臨時情報による緊急時の対応

(参考) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
キーワード	調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

1 知立市に、震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 登校前
 - ・授業中止。家庭で安全確保。
- (2) 登下校中
 - ・危険と思われる箇所があるときは、家または学校へ避難する。状況に応じ、近くにある「子ども110番の家」や民家、商店に助けを求める。
- (3) 在校中
 - ・授業中止。(保護者への引き渡しや学校待機、一斉下校等、状況により判断、きずなネット使用)

2 知立市に、震度4までの地震、または、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

原則、通常日課で授業を行う。震度4の地震が発生したり、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたりしたときは、学校の対応をきずなネットで保護者に連絡する。

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合の対応

1 Jアラートが発動された場合

- (1) 登校前
 - ・自宅で待機し、政府発表による安全の確認がとれた後、登校する。
(登校時間などについては、きずなネットで連絡する。)
- (2) 登下校中
 - できる限り頑丈な建物や地下に避難し、安全を確認できるまで待機する。
(避難先で安全を確認した後は、登校途中の場合は速やかに登校を、下校途中の場合は下校する。)
- (3) 在校中
 - ・安全を確認できるまでは、校舎内で待機する。安全を確認した後は、通常日課。

(8) 非常食の学校保管について

本校では、以下の非常食を準備し、災害に対する備えをしています。

○学校保管する非常食（児童一人あたり）

- ・保存水500mL ペットボトル 1本（7年保存）
- ・ライスクッキーいちご味（8枚） 1箱（5年保存）

入学後に購入します。使用しなかった場合は、ライスクッキーは保存期間内に防災学習等で使用するか返却し、再度購入します。アレルギーのことで別の非常食が必要になる場合は、ご家庭で用意していただき、学校で保管します。卒業・転出時まで使用しなかった場合はお返しします。

(9) お子様の写真や氏名等の掲載について

P T A新聞、学校だより、学年だより、各種通信、学校ホームページなどに児童の学校生活の様子などを掲載し、児童の頑張りや活躍を保護者の皆様や地域の方にお伝えしていきたいと考えています。そこで、氏名や写真等の掲載をお認めいただきたいと思っています（ネット等不特定多数に公開する場合は写真と名前を同時に載せません）。入学・転入時に、「個人情報に関するお願い」を配付します。掲載を承諾されない方がいましたら、その用紙に「承諾しません」とお答えください。その他、個人情報の取り扱いについて心配なことがある場合は、教頭までご連絡ください。（TEL:81-1373）

(10) 学校行事等における写真やビデオ撮影について

個人情報の漏えいや肖像権侵害の問題などへの対策として、次のとおりお願いします。

1 本校で撮影を許可する行事

- ・入学式 ・卒業式 ・運動会 ・学習発表会
- ・5年サッカー指導会 ・6年バスケットボール指導会

※市全体で行う学校を離れての行事（音楽会等）は、各行事の案内に従ってください。その他の学校行事や授業参観、学校公開日等の撮影については原則不許可（禁止）になります（掲示物も含まれます）。特別に許可する場合は、そのときに改めて連絡します。

※お子様の作品等の掲示物（写真を除く）・展示物については、撮影を認めます。ただし、他の児童の作品等が写らないようご配慮ください。

2 撮影したものの利用について

撮影を許可した場合でも、その利用は私的利用の範囲に限られます。その範囲を超えての利用（公開）は肖像権等の侵害になり、原則として認められません。

○私的利用の範囲

(1) 家庭での利用は特に制限はありません。

運動会で撮影した表現運動の写真を家庭で印刷してアルバムを作成したり、撮影したビデオを家庭のテレビで鑑賞したりすることなどはできます。

(2) 家庭外での利用には制限があります（法律で罰せられます）。

画像に映っているすべての人物および保護者の承諾や許可なく、インスタグラム、Tiktok等のSNSすべてで使用することはできません。

(11) 連絡カードの提出について

○児童指導参考票

児童の基本情報をご記入ください。指導要録や名簿などを学校が作成する際や、お子様のけがや体調不良等で緊急に連絡をしたい時などに使わせていただきます。連絡先は優先順位をつけて、3つご記入ください。緊急時は日中に連絡させていただきますので、携帯電話の番号や勤務先の電話番号をお知らせください。大きなけが等の場合は、学校から病院に向かうことがありますので、かかりつけの病院のご記入もあわせてお願いします。病院では、アレルギーを聞かれますので、アレルギーがある場合は、「受診する際、特に気を付けてほしいこと」欄にご記入ください。

個票は、6年間継続して使用します。ご記入いただいた内容は、担任が変わっても引き継がれます。毎年度始めにお返ししますので、ご記入いただいた内容に変更がある場合は、訂正をお願いします。個票は学校で保管します。

○児童・生徒健康調査票

お子様の身体に関わる情報をご記入ください。学校医検診や体調不良の対応の時に参考にします。また、学校生活の中で、健康面で心配なことや配慮が必要なことがありましたら、具体的にご記入ください。

(例)「左耳が聞こえづらいので、教室の座席は〇〇側にしてほしい」等

○緊急災害時の児童引き渡しカード

緊急災害時等にお子様を引き渡す際に使います。家族と連絡がつかないときは、原則、記入された情報をもとに学校で待機させたり自宅等家族の集合場所へ行かせたりしますので、ご記入いただいた内容は、コピーや画像で保存するなどして関係者全員で共有してください。

(12) カスタマーハラスメントについて

本校は、保護者の皆様と協力し、お子様の健やかな成長を支えることを目指しています。安心安全な学校づくりのため、職員への迷惑行為やハラスメント行為がないようご理解、ご協力をお願いいたします。

- ・ 殴る・蹴るなどの暴力行為
- ・ 教職員に大声をあげる、机を叩くなどの暴言・迷惑行為
- ・ 「校長を出せ」など教職員への面会を強要する行為
- ・ 教職員の人権を侵害、人格を否定する行為
- ・ 過大な要求や不当な言いがかりを繰り返す行為
- ・ 長時間の電話や居座りを続け、教職員の迷惑となる行為
- ・ 学校敷地内や校舎内に無断で立ち入る行為
- ・ 火災予防上危険を伴う行為
- ・ その他、秩序の維持又は災害の防止に支障をきたす行為

9 その他

(1) 就学援助制度について

家庭の経済的な理由により、お子様を就学させるのにお困りの方に対し、学用品費や学校給食費などの経費を「知立市」が援助する制度です。援助を受けることができる方は、知立市が定める「就学援助の要件」に該当する方です。就学援助制度は、年度ごとに更新申請が必要です。

申請先（問い合わせ先）は、本校教頭または、知立市役所内学校教育課（2階⑭窓口）です。申請をご希望される場合は、学校から書類をお渡ししますので、お申し出ください。

(2) 特別支援教育就学奨励費制度について

一定の障害のある児童の就学を奨励するため、その保護者に対し、学用品費や学校給食費などの経費を「知立市」が援助する制度です。就学援助受給者は対象になりません。問い合わせ先は、本校教頭または、知立市役所内学校教育課（2階⑭窓口）です。申請をご希望される場合は、学校から書類をお渡ししますので、お申し出ください。

(3) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、登下校を含む学校生活全般の中で発生した傷病が発生した時に、保護者に対して給付金を支払う制度です。知立市が掛け金の一部を負担します。入学時に配布する加入同意書を学校に提出し、集金時に掛け金（460円/年）の支払いをすると加入となります。それ以後は、申し出がない限り、6年間継続されます。

けが等で病院にかかった場合は、学校から申請書類をお渡ししますので、担任または養護教諭にご連絡ください。なお、給付の対象は治療にかかった総額が500点以上の場合です。子ども医療費受給者証を利用し、医療費が実費でかからなかった場合でも1割分の見舞金が支給されます。

(4) (愛知県小中学校PTA連絡協議会) 小中学生総合保障制度について

- 1 本校の児童は、自由に加入できます。
- 2 学校の内外を問わず、1日（24時間）中の（日本スポーツ振興センターの適用されない場合も）傷害を対象に保障されます。
- 3 あやまって他人を傷ついたり、他人のものを壊したりした場合の賠償金も保障されます。
※現在、校舎のガラスは強化ガラスであり、小さいサイズでも3万円程度かかります。
- 4 体育など授業中のけがだけでなく、登下校や下校後自転車に乗っているときや歩行中の交通事故なども対象になります。
- 5 掛け金は、プランによって様々です。6月下旬に指定口座から引き落としされます。
- 6 4月初旬にパンフレットと加入依頼書の入った封筒を配布します。加入の申し込みは、配

布された申込書に記入の上、4月中旬までにご提出ください。

7 加入年の5月1日（午前0時）から翌年の5月1日（午後4時）が補償期間となります。

8 お問い合わせ先（代理店に直接お問い合わせいただくとより詳しく回答がいただけます）

・学校窓口…教頭 TEL:81-1373

・代理店窓口…AIG 損害保険株式会社 代理店 株式会社岡崎事務所 TEL:0800-200-2258



はぐくみ隊による見守り



図書整備ボランティア

来迎寺小学校では、児童の育ちを支えていただける保護者や地域の方々の協力を得ながら教育活動を進めています。「できる人が、できるときに、できることを行う」ことを大切にしています。ご理解・ご協力をお願いいたします。



1年生給食補助



ミシンの授業補助



毎月の読み聞かせ



おやじの会による活動

10 困ったときには…

学校内で相談したいときは…

- ・担任の先生、学年の先生、学年主任の先生、授業でお世話になっている先生など、話せる先生に話してみよう。どの先生も親身に相談にのってくださいます。秘密も守ってもらえます。自分ひとりで悩まないで！
- ・スクールカウンセラーへの相談は、予約制です。児童も保護者も相談できます。予約を取りたい場合は、担任の先生に申し出てください。TEL:81-1373

学校外で相談したいときは…

○学校のこと、友達のこと、家族のことなどの悩みごと、困りごと

【子供でも保護者でも相談できます】

子どもSOSほっとライン24	0120-0-78310 または 052-261-9671	毎日24時間 夜間(午後 10:00 から翌朝 10:00)は、いじめやトラブルに 限る	愛知県教育委員 会
ヤングテレホン	052-764-1611	月～金 午前 9:00～午後 5:00	愛知県警察本部
教育相談 こころの電話	052-261-9671	午前 10:00～午後 10:00 (年末年始は除く)	愛知県教育・スポ ーツ振興財団

【子供が相談できます】

知立市ともだちホットライン	0120-481-872	月～金 午前 9:00～午後 5:00	知立市
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 午後 4:00～午後 9:00	チャイルドライン あいち
こどもの人権 110 番	0120-007-110	月～金 午前 8:30～午後 5:15	名古屋法務局
LINE じんけん相談		月～金 午前 8:30～午後 5:15	名古屋法務局
		友だち追加は こちらから！	
こどもの人権 SOS チャット (学校のタブレットから相談 できます)		月～金 午前 8:30～午後 5:15	名古屋法務局
LINE あいち子ども相談		※小学4年生以上が対象 火・木・日 午後 4:00～午後 10:00	愛知県教育委員 会
		友だち追加は こちらから！	

【保護者が相談できます】

子ども・家庭110番	052-953-4152	月～金 午前 9:00～午後 5:00	愛知県福祉局
子どもの権利に関する相談	0566-95-0162	月～金 午前 9:00～午後 5:00	知立市

11 いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、すべての教職員がいじめの未然防止に取り組むことを通して、すべての児童の「人としての尊厳」が守られ、かつ、充実した学校生活を送ることができるようにしなくてはならない。

いじめの問題への対応は本校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、「いじめは絶対に許されない」という強い共通認識のもと、学校が一丸となって組織的に対応することが重要である。

2 いじめ防止等の対策にかかわる組織と指導体制

(1) 組織設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、及び、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的、かつ、中核的な役割を果たす「いじめ未然防止対策委員会」を置く。

(2) 組織構成員について

いじめ・不登校対策委員（校長、教頭、教務主任、校務主任、保健主事、生徒指導主任、学年主任、養護教諭）、教育相談担当、人権教育主任で組織する。また、必要に応じて、心理学の専門知識を有するスクールカウンセラー（以下SC）や「心の相談員」から助言を得る。

(3) 組織の役割

- ア 「来迎寺小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組における中核的機能を果たす。
- イ 教職員の共通理解と意識啓発に努める。
- ウ 児童、保護者、地域に対する情報発信と意識啓発に努める。
- エ いじめにかかわる情報があった場合は、緊急会議を開き、迅速な情報共有、関係児童への事実確認、指導・支援体制、対応方針の決定と保護者との連携を図るなど、組織的な対応を行う。

3 いじめの防止等に関する取組 - 【来迎寺小学校 早期発見・事案対処のマニュアル】

(1) 日常の教育活動において留意することー未然防止

- ア いじめに対する教職員全員の共通理解を図る校内研修
- イ 道徳教育や人権教育の充実（一斉道徳、人権学習会等）
- ウ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりや学級づくり
- エ わかる授業のための教員の力量アップ校内研修の実施
- オ 「いじめは人間として絶対に許されない」という態度や雰囲気づくり
- カ 豊かな心を育てる読書活動の推進と異学年交流の実施（なかよし遊び）
- キ コミュニケーション能力の育成
- ク 児童との相談しやすい信頼関係づくり
- ケ 落ち着いて生活できる学校環境の整備と充実
- コ 学校と家庭・地域との連携

(2) いじめが発生した時に留意することー早期発見するための手立て

- ア 日々の直接的な児童観察 - 「少しの変化も見逃さない」
- イ 保護者との情報交換（連絡帳・電話・懇談会・家庭訪問等）
- ウ なやみアンケート（6月と10月の年2回 義務教育修了まで保存）、教育相談の実施
- エ 職員間による情報の共有と迅速な連携

オ SCや心の相談員との連携

(3) いじめが発生した時の迅速かつ慎重な対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為（遊びや悪ふざけなど）を発見した場合、その場で行為を止める。児童や保護者からの相談や訴えに対しては、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童、知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、いじめ未然防止対策委員会にて直ちに情報を共有する。その後は、組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。状況に応じて、市教育委員会に報告したり、警察に通報したりするなど関係諸機関との連携を図る。

イ いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・いじめられた児童から、事実関係の確認を行う際には、「あなたが悪いのではない」ことをきちんと伝え、自尊心を高めるよう留意する。プライバシーには十分留意する。
- ・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、徹底していじめられた児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除くようにする。

ウ いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめた児童に対しても事実確認を行い、いじめの確認がされたら、教職員が連携し、組織的に再発防止措置をとる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体などを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題にも目を向け、児童の安心安全や健全な人格の発達に配慮する。
- ・事実確認を行った後、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上、連携して対応を行えるように保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。

エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。いじめを止めることができなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担するものであることを理解させる。学級で話し合うなどして、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度や、集団の雰囲気作りに心がける。

オ 指導記録の作成、保存

- ・児童からの聴取や保護者の相談内容については、該当教職員が記録として残し、いじめ未然防止対策委員会において共有できるようにする。

(4) ネットいじめへの対応

ア 情報モラル教育の充実と教員の指導力の向上

イ 保護者への啓発と家庭・地域との連携

ウ 日頃からの警察等、関係機関との情報共有と有事の際の迅速な連絡・相談

4 重大事態が発生した場合の対処について

知立市教育委員会を通して市長に報告するとともに、適切な方法により当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を実施する。そして、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報について適切に情報提供するとともに、児童と保護者の心のケアについては関係機関と連携をとりながら対応する。

来小ナビ

